

事前回答を求める質問事項への回答（10月3日）を踏まえた配布資料

2012年10月9日

厚労省は、食道がん、胃がん、結腸がんの労災認定指針を公表しました。これを機に、改めて、労規則35条別表の例示疾病の拡大、認定基準の問題、労働者や遺族への労災補償情報の通知の問題、遺族補償の5年の時効の問題などの課題が浮かび上がってきました。

1. 被曝労働に関して、食道がん、胃がん、結腸がんの労災認定指針が公表されました。下記について厚労省の見解を示して下さい。

- ①これらのがんは労災対象疾病として扱われることになったと考えます。
- ②労規則35条の別表の例示疾病のリストに追加すべきと考えます。

2. がん等の労災認定指針の線量基準について

放影研の原爆被爆者の死亡調査第14報（2012年2月）では、全固形がん死亡については線量の「しきい値」はないとの結果が出されました。がんの労災認定指針では線量基準が100ミリシーベルトとされ、実質的に「しきい値」が設けられています。悪性リンパ腫、多発性骨髄腫に於いても基準線量は白血病認定基準に比べてはるかに高い値に定められ、「しきい値」となっています。

放影研を所轄する厚労省は原爆被爆者の犠牲の上に得られたこの報告を重く受け止め、認定指針の線量基準を再検討し、大幅に引き下げるべきです。厚労省の見解を示して下さい。

3. 厚労省は9月2日に放射線被曝労働者向けの労災補償のリーフレットを公表しています。以下について厚労省の見解を示して下さい。

- ①厚労省はリーフレットが労働者に直接手渡す方策を講じるべきと考えます。
- ②上記の3つのがんをリーフレットに具体的に追記すべきと考えます。
- ③これまでに労災認定された11名中少なくとも5名は死亡後の労災申請です。リーフレットには遺族補償給付についても記載すべきです。

4. 原発被曝労働者はこれまでに3疾病で11名が労災認定されています、これは氷山の一角に過ぎません。例えば、放射線業務従事者の疫学調査において7疾病の線量基準該当者が多数存在することが確認できます。以下について厚労省の見解を示して下さい。

- ①疫学調査を行った全ての労働者、遺族等に「線被曝労働者の労災補償リーフレット」、「認定指針の説明」、個人の被曝線量を通知すべきです。
- ②遺族補償の5年の時効に係らず申請を受理するべきです。

5. 原発被曝労働者に労災補償情報が周知されてこなかったのが実態であると考えられます。従って遺族補償の5年の時効に係らず申請を受理するべきです。厚労省の見解を示して下さい。

資料 被曝労働者の労災認定の線量基準、認定状況、疫学調査の該当者

表1 労災認定の線量基準

	疾病	線量基準
基発 850 号	白血病	5 ミリシーベルト × 従事年数 以上
現在運用されている「指針」	悪性リンパ腫	25 ミリシーベルト × 従事年数 以上
	多発性骨髄腫	50 ミリシーベルト 以上
	肺がん	100 ミリシーベルト 以上
今回示された「指針」	食管がん	100 ミリシーベルト 以上
	胃がん	100 ミリシーベルト 以上
	結腸がん	100 ミリシーベルト 以上

表2 原発被曝労働者の労災認定事例（3疾病11件）

疾病	白血病						多発性骨髄腫		悪性リンパ腫			
	線量 (mSv)	40.0	72.1	50.0	129.8	74.9	5.2	70.0	65.0	99.8	78.9	不明
認定年	1991	1994	1994	1999	2000	2011	2004	2010	2008	2010	2011	
労働局	福島	兵庫	静岡	茨城	福島	福岡	福島	福岡	大阪	長崎	神奈川	
申請時の 生死状況	死亡	(注)	死亡	生存	死亡	生存	生存	生存	死亡	死亡	不明	

(注) 元作業員2人（うち1人死亡）が92年12月に神戸西労基署に申請（中国新聞1993/5/6）

表3 7疾病の死亡者の被曝線量と人数

疾病	被ばく線量の区分 (mSv)					認定の線量基準該当者 (表の太枠内)
	10<	10-	20-	50-	100+	
食道がん	200	29	32	20	8	8
胃がん	669	85	85	41	18	18
結腸がん	251	24	29	13	4	4
肺がん	801	102	118	56	33	33
多発性骨髄腫	22	3	2	1	3	4
悪性リンパ腫	69	9	14	7	4	累積線量と従事年数に よるため該当者数不明
白血病	99	12	16	4	2	

出典：原子力発電所の放射線業務従事者についての疫学調査（第IV期）

注：表の太枠内は労災認定の線量基準に該当する